

豊橋総合動植物公園清掃管理委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋総合動植物公園清掃管理委託業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで（長期継続契約）
※本委託業務は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、当該契約を変更または解除することができるものとする。
- (4) 業務場所 豊橋市大岩町地内（豊橋総合動植物公園）
- (5) 契約上限金額 金 181,530,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類：役務の提供等、中分類：建物等各種施設管理、小分類：清掃について登録されていること。
 - イ 豊橋市内の本店（本社）で本市に登録していること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 平成27年4月1日以降において建物等各種施設の清掃を履行した実績を有すること。
- (3) 現場責任者及び作業責任者は、平成27年4月1日以降において建物等各種施設の清掃業務に携わった実績があること。
- (4) 現場責任者及び作業責任者は、提案者の組織に所属していること。

3 担当部局

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238

豊橋総合動植物公園 動植物園（担当 木佐貫、鈴木）

電話：0532-41-2186

ファックス：0532-41-8030

電子メールアドレス：doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要書（様式2-1、現場主任者及び作業責任者の経歴等を含む）、並びに応募者の平成27年4月1日以降における建物等各種施設の清掃を履行した実績（6件まで）について業務実績表（様式2-2）に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（毎日午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限

令和5年4月19日（水） 午後5時必着

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和5年4月4日（火）～令和5年4月10日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出する

こと。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和5年4月11日(火)

当園ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.nonhoi.jp/>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「**提案資格確認結果通知書(様式4)**」により、提案書等の提出について通知する。

※令和5年4月21日(金) 発送予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたものを求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

また、提案書に記載された内容は、参考金額見積の範囲内で行うことができるものとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

ウ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述(社名等)を記述しないこと。

エ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9 提案書の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

(1) 業務実施に向けての方針及び方法等を記述する。

ア. 提案書の提出について(様式5-1)

イ. 業務の基本方針(様式5-2)

ウ. 品質管理(様式5-3)

エ. 来園者サービスの向上(様式5-4)

オ. その他(様式5-5)

(2) 参考見積及び見積金額内訳書(様式は任意)

(3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効と

することがある。

1 0 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（様式 5-1～5-5） 正本 1 部、副本 6 部

正本、副本ともに A 4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 参考見積書及び見積内訳書（様式は任意、消費税込みの金額）各 1 部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（毎日午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

令和 5 年 5 月 16 日（火） 午後 5 時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

1 1 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号）」に基づき、同条例第 12 条第 1 項または第 2 項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 2 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

(1) 質問書（様式 3）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

3 担当部局と同じ

(3) 質問の受付期間

令和 5 年 4 月 27 日（木）から令和 5 年 5 月 2 日（火）午後 5 時まで

(4) 回答 令和 5 年 5 月 9 日（火）

当園ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.nonhoi.jp/>

1 3 現地確認について

本プロポーザルに係る現地確認を希望する提案者は、令和5年4月24日（月）午後5時までに「3. 担当部局」へ任意の様式で必要事項（参加事業者名、担当者名、連絡先電話番号、参加人数）を記載し、ファックス又は電子メールにて提出するとともに、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 開催日時

令和5年4月26日（水）

時間については調整し希望者に連絡する。

(2) 参加人数

5名以内

1 4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋総合動植物公園清掃管理委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

提案者が多数の場合のみ実施し、第二次審査対象者を3者程度に絞り込むものとする。なお、書類審査の際に不明な点が生じた場合は当園から個別に質問することがある。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程は令和5年5月下旬～6月上旬を予定している。

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は一者あたり50分程度（説明30分、質疑20分程度）を予定している。

(3) 評価基準

評価項目	評価のポイント	配点
業務の基本方針	・本業務に対する基本的な考え方	5
品質管理	・現場責任者と作業責任者の管理体制とスタッフの配置 ・人材育成と業務の質の向上 ・品質保証への取組（自主検査及び安全管理など）	20
来園者サービスの向上	・来園者サービスの具体的な対応 ・緊急時（災害及び感染症対策含む）の対応 ・意見や苦情への対応及び連絡方法	30
その他	・清掃業務のプロとしての技術及び機器等の提案 ・環境問題への取組の提案 ・当園に向けての独自の提案	20
受託実績	・建物等各種施設の清掃受託実績件数 5件以上・5点 4件・4点 3件・3点	5

	2件・・・2点 1件・・・1点	
参考金額見積	・委託業務に要する費用が適正 点数＝20×最低提案金額÷提案金額 ※小数点以下第3位を四捨五入とする	20

(4) 契約候補者の特定

- ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。また、提案者が一者の場合は、評価項目「委託金額見積」を除く持ち点（80点）を合算した値の5割を最低基準点とする。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「来園者サービスの向上」において評価が高い提案書を優先する。その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

1.5 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を「結果通知書（様式6）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋総合動植物公園清掃管理委託業務にかかる提案書の特定者について」を豊橋総合動植物公園内において配置し、これを閲覧させること及び当園ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1 6 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 7 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1 8 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（毎日午前9時から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。